

水戸市中核市移行に伴う業務変更（麻薬関係事務）

以下の表に挙げる事項は、令和2年4月1日以降すべて水戸市保健所 保健総務課 医事業事室（TEL：029-243-7329）へご提出ください。

病院・診療所における麻薬管理マニュアル 第12 事務処理便覧をご参照ください。

| 事項名称 | 具体的な事項の例 | 提出書類(提出期限) |
|-------------|---|--|
| 免許申請 | 麻薬を施用又は管理する医師もしくは麻薬を管理する薬剤師が新たに免許を受けたいとき | 麻薬施用者免許申請書(事前) 麻薬管理者免許申請書(事前) |
| 業務廃止 | (施用者) 麻薬を施用する医師が麻薬を使用しなくなったとき 麻薬を施用する医師が県外へ異動になったとき (管理者) 麻薬を管理する医師もしくは薬剤師が麻薬管理者から外れるとき | 麻薬施用者業務廃止届(15日以内※) 麻薬管理者業務廃止届(15日以内※) ■麻薬業務所でなくなった場合に必要の提出書類 ア 麻薬所有量届(15日以内※) イ 免許失効後、50日以内に麻薬譲渡届(15日以内※)又は麻薬廃棄届 |
| 免許証返納 | 継続して麻薬免許を有しているが、有効期間の切れた麻薬免許証を返納するとき 亡失し、再発行を行った後に旧免許証を発見したとき | 麻薬施用者免許証返納届(15日以内※) 麻薬管理者免許証返納届(15日以内※) |
| 記載事項変更 | 麻薬施用者が転居・転勤や氏名変更により、免許証記載事項に変更があったとき 麻薬管理者が転居や氏名変更により、免許証記載事項に変更があったとき | 麻薬施用者免許証記載事項変更届(15日以内※) 麻薬管理者免許証記載事項変更届(15日以内※) |
| 調剤された麻薬の廃棄 | 処方変更や患者の死亡により返還された麻薬を廃棄するとき 転院してきた患者が持参してきた麻薬を廃棄するとき | 調剤済麻薬廃棄届(30日以内※) |
| 不良・不要麻薬等の廃棄 | 陳旧、変質、破損、汚染、調剤過誤などの理由で使用できなくなった麻薬を廃棄するとき | 麻薬廃棄届 |
| 破損等の事故 | 麻薬が流失し、盗取され、所在不明その他事故が発生したとき | 麻薬事故届(速やかに) ■事故の状況に応じて、麻薬廃棄届もしくは調剤済麻薬廃棄届の提出が必要になる場合あり |
| 年間報告 | 前年の10月1日からその年の9月30日までの麻薬受け払い及びその年の9月30日現在の所有量を麻薬管理者(麻薬管理者を設置していない場合は麻薬施用者)が届け出る | 麻薬及び向精神薬取締法第47、48、49条の規定に基づく届出(毎年11月30日まで) |

※印のあるものは、提出期限を超過した場合に遅延理由書が必要になります。

水戸市中核市移行に伴う業務変更(麻薬関係事務)に関する QA

Q1 4月1日から施用者免許を受けたい医師がいる。申請先はどこになるか。

A1 麻薬の免許手続きには通常3週間程度の時間がかかります。4月1日に免許を受けている必要がある場合は、3月初旬までに申請を行う必要があります。よって、申請先は茨城県水戸保健所(4月以降は茨城県中央保健所)になります。なお、3月中に申請された免許証の交付は4月以降の受け取りでも茨城県水戸保健所になります。

Q2 3月31日で麻薬施用者業務を廃止したいが、廃止届はどのタイミングでどこに出せばよいか。

A2 廃止届は事後の届け出なので、4月1日以降に水戸市保健所へご提出ください。その際、病院・診療所に麻薬業務所ではなくなった場合(麻薬取扱者が全員廃止した場合)には、麻薬所有量届をご提出ください。もし、所有する麻薬がある場合には、他の麻薬取扱者へ麻薬譲渡又は麻薬廃棄の手続きをお願いします。

Q3 現在、麻薬取扱施設である医療機関(法人)だが、4月1日のタイミングで別法人に切り替えたい。どのような申請・届出が必要になるか、また、申請・届出の提出タイミングと提出先について知りたい。

A3 免許申請など事前に申請が必要なものについては、3月初旬までに茨城県水戸保健所へ、業務廃止や記載事項変更など事後に届出が必要なものについては、4月1日以降に水戸市保健所へご提出ください。このとき、麻薬管理者をすでに設置している場合には、麻薬管理者免許のみ新規申請及び現免許の廃止手続きが必要となりますので、ご留意願います。

表 4月1日付けで別法人に切り替えるために必要な麻薬関係の申請・届出

| 提出が必要な申請・届出 | 提出場所・タイミング | 備考 |
|----------------|----------------------|---------------------------|
| 麻薬施用者免許記載事項変更届 | 4月以降に水戸市保健所に届出 | 免許受取も市保健所 |
| 免許失効による麻薬所有量届 | 4月以降に水戸市保健所に届出 | 免許の失効から15日以内に提出 |
| 麻薬譲渡届(※1) | 4月以降に水戸市保健所に届出 | 譲渡してから15日以内に提出 |
| 麻薬廃棄届(※1) | 4月以降に廃棄の場合は水戸市保健所に提出 | 3月中に廃棄の場合は茨城県水戸保健所に提出(※2) |
| 麻薬管理者免許申請(※3) | 3月初旬までに茨城県水戸保健所に申請 | 免許受取も県保健所 |
| 麻薬管理者免許廃止届(※4) | 4月以降に水戸市保健所に届出 | 免許の失効から15日以内に提出 |

※1 法人切り替え時に麻薬が残っている場合には、譲渡または廃棄の届出をお願いします。

※2 3月中の対応が難しい場合も予想されますので、お早めにご相談をお願いします。

※3 4月以降麻薬管理者を設置する場合

※4 3月まで麻薬管理者が設置されていた場合

Q4 3月中に麻薬または覚せい剤原料に関する事故が発生したが、書類の作成に時間がかかり、4月になってしまった。麻薬廃棄届、麻薬事故届、覚せい剤原料廃棄届または覚せい剤原料事故届はどこに提出すべきか。

A4 本来麻薬・覚せい剤に関する事故届は速やかに提出するものですが、3月中に提出できなかったものについては4月以降に水戸市保健所において受け付けます。麻薬や覚せい剤原料の廃棄については保健所職員の立ち合いが必要であることから、3月中に事故が発生した際には可能な限り早めに茨城県水戸保健所にご相談ください。